

**地方独立行政法人知多半島総合医療機構
ホームページbanner広告主募集要項**

1. 趣旨

この要項は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構広告掲載基本要綱（令和7年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）の各病院ホームページに掲載するbanner広告主を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 広告媒体・概要

- ・知多半島総合医療センター ホームページ
概要：アクセス数 月間平均 22,000 件
- ・知多半島りんくう病院 ホームページ
概要：アクセス数 月間平均 10,000 件

3. 広告掲載箇所・募集枠数・規格・掲載開始日・掲載期間・遷移先URL※2病院共通内容

広告掲載箇所	知多半島総合医療センターまたは知多半島りんくう病院 ホームページトップページ下段。 掲載順については左から申し込み順とする。 (「15. <参考> 広告掲載位置」参照)
募集枠数	4枠/病院
規格	サイズ：縦60ピクセル 横160ピクセル 形式：JPEGまたはPNG（透過画像、アニメーション不可） 容量：15KB以内
掲載開始日（予定）	令和8年6月1日
掲載期間	1か月単位 契約期間は1ヶ月から12ヶ月の範囲で設定するものとし、期間満了後は更新が可能。
遷移先URL	遷移先URL：1つ 形式：https:// から始まるURL 提出されたURLは、bannerの掲載期間中、正常に閲覧可能（デッドリンクでないこと）な状態を維持してください。

4. 広告掲載料

病院ホームページ	月額 10,000円/枠（税抜） ※ただし、年間契約の場合 年額 100,000円/枠（税抜）とする（一括前納）
----------	---

※広告主は法人が発行する請求書にて指定する期日までに掲載料を一括して前納するものとする。

5. 申込方法

広告掲載の申込者は、次のとおり提出することとする。

（1）応募資格

要綱第4条第6項各号に該当しないこと。

（2）提出書類

- ① 地方独立行政法人知多半島総合医療機構有料広告掲載申込書（様式第1）
- ② 会社の概要及び業務内容が分かる書類（パンフレットやホームページの該当部分の写しなど）
- ③ 広告原稿（制作に係る費用は、申込者の負担とする。）
- ④ 遷移先URL（クリック時の遷移先となるURL）

※提出に要する費用は、申込者の負担とする。

※提出された書類は、原則として返却しない。

※遷移先の内容は公序良俗に反するもの、募集要項に定める禁止事項に該当する場合は、掲載を断る場合がある。

（3）募集期間

令和8年2月2日（月）～令和8年3月27日（金）

※掲載枠に空きがある場合は、上記期間にかかわらず随時受付。

※募集枠に対し、応募が超過した場合は掲載希望期間が長い方を優先し、同期間の場合は抽選とする。

（4）提出方法

「14.事務局」に記載の場所に電子メールまたは郵送するものとする。

※広告原稿および遷移先URLは別途掲載電子データ（JPEGまたはPNG）を電子メール等で提出すること。電子メールの件名は「地方独立行政法人知多半島総合医療機構 ホームページバナー広告掲載データ」とし、本文に申込者の住所・氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記入し、データやダウンロードURL等を添付して提出するものとする。

＜データ提出先＞

E-MAIL: kikaku.zaisei@chitahantogmo.or.jp

6. 広告原稿の作成等

（1）広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（2）要綱第4条に規定する要件を満たすものとし、事前に法人の承認を得ること。

7. 掲載の決定等

（1）法人は、申込書の提出があった時は、要綱第7条及び第8条に定めるところにより、提出書類について審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

（2）広告掲載の可否は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構優良広告掲載審査結果通知書（様式第2）により申込者に通知をする。

（3）審査の経緯の公表はしない。また、審査結果に対しての異議申立ては受けない。

8. 広告内容の変更

広告内容が、要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その変更を求めるものとする。

9. 問題発生時の対応

- (1) 広告主は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、速やかに問題の解決に努めるものとする。
- (2) 法人、広告主または広告内容に問題が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

10. 広告掲載決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとし、その旨を地方独立行政法人知多半島総合医療機構広告掲載取消決定通知書（様式第3）により、広告主に通知する。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しない時、または納付する見込みがない時
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出又は修正に応じない時
- (3) 広告主に起因する事件等が発生した場合。
- (4) 法人が、広告主としてふさわしくないと認める時、又は法人の運営上必要があると認める時

11. 広告掲載の取り下げ

広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、地方独立行政法人知多半島医総合医療機構、広告掲載取り下げ届（様式第4）により、法人に届け出なければならない。

12. 損害賠償

本事業を通じて、法人が損害を被った場合は、理事長は、当該広告主に対し、損害賠償を求めることができるものとする。

13. その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

14. 事務局

知多半島総合医療機構 法人本部 経営企画課 企画・財政係（担当者：木村・福岡）

〒475-8599

愛知県半田市横山町192番地

電話 0569-89-0515

FAX 0569-89-0535

E-MAIL kikaku.zaisei@chitahantogmo.or.jp

15. <参考>広告掲載位置

知多半島総合医療センター



知多半島りんくう病院

